

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 新旧対照表 (H26. 11. 25)

改正後	改正前
<p>様式第12号その1 (別紙12) 様式第12号その2 (別紙4) 様式第12号その3 (別紙3) 様式第13号その1 (別紙3) 様式第13号その2 (別紙4) 様式第13号その3 (別紙3) 様式第13号の2その1 (別紙2) 様式第13号の2その2 (別紙2) 様式第13号の2その3 (別紙2) 様式第13号の3その1 (別紙2) 様式第13号の3その2 (別紙2) 様式第13号の3その3 (別紙2) 様式第14号その1 (別紙2) 様式第14号その2 (別紙2) 様式第14号その3 (別紙2)</p>	<p>様式第12号その1 (別紙12) 様式第12号その2 (別紙4) 様式第12号その3 (別紙3) 様式第13号その1 (別紙3) 様式第13号その2 (別紙4) 様式第13号その3 (別紙3) 様式第13号の2その1 (別紙2) 様式第13号の2その2 (別紙2) 様式第13号の2その3 (別紙2) 様式第13号の3その1 (別紙2) 様式第13号の3その2 (別紙2) 様式第13号の3その3 (別紙2) 様式第14号その1 (別紙2) 様式第14号その2 (別紙2) 様式第14号その3 (別紙2)</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称 ㊞</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称 ㊞</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。</p>
<p>(誓約項目)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第5号関係</p> <p>申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3 ～ 10 (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第5号関係</p> <p>申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、<u>薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3 ～ 10 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	

参考 誓約項目第2項に列記される法律名

改正後	改正前
<p>児童福祉法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 <u>生活保護法</u> <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 薬剤師法 介護保険法 <u>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</u> <u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律</u></p>	<p>児童福祉法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (追加) <u>薬事法</u> 薬剤師法 介護保険法 (追加) (追加)</p>